

仕様書

期日前投票所警備

1 共通事項

(1) 警備実施期間 令和8年8月3日から令和8年8月8日まで 6日間

(2) 警備内容

- (ア) 期日前及び不在者投票者の誘導・整理
- (イ) 期日前及び不在者投票所周辺の車両の誘導・整理
- (ウ) 車イス等スロープ使用者や視覚障がい者の介助
- (エ) その他、選挙管理委員会が指示すること

(3) 警備日報の提出

次の警備日報を毎日作成し、その日の警備終了後、選挙管理委員会事務局まで提出すること。

期日前投票等警備日報【(期日前投票所名)】		
月 日 (曜日)		
		会社名
		記入者名
責任者	配置 (配置場所を記載)	氏名
		時間
		: ~ :
		: ~ :
		: ~ :
		: ~ :
特記事項		

(4) その他注意事項

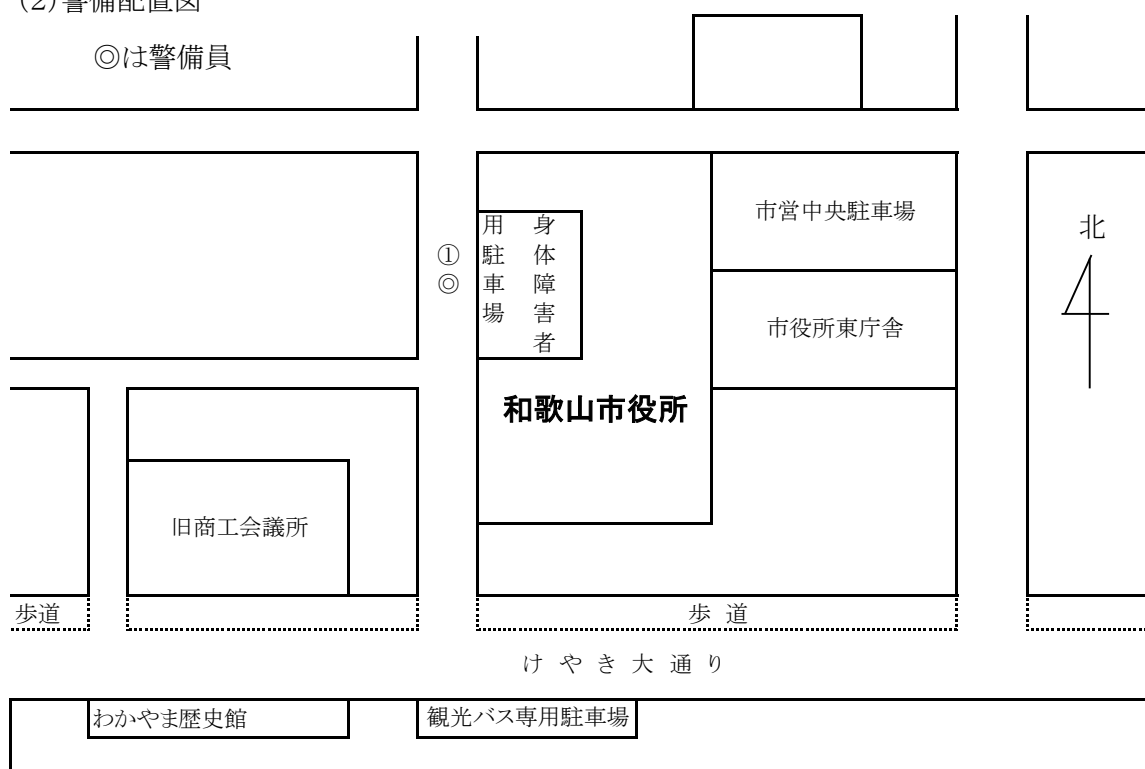
- (ア) 服装は、警備会社の制服を着用すること
- (イ) 警備責任者1名をおくこと
- (ウ) 毎日、警備開始前に、選挙管理委員会事務局にその日の指示を受けること
- (エ) この仕様書は、令和8年8月9日を選挙期日と想定したものとなり、今後の政治情勢に伴い選挙期日に変更された際は、選挙期日から逆算した日程でこの仕様書を読替えるものとする。
- (オ) 警備員は各施設駐車場に駐車しないものとする。
ただし、甲が特に認めたときはこの限りではない。
- (カ) 当該選挙が無投票の場合は、当該契約は解除できる。
この場合、乙は解除に係る費用を甲に一切請求できない。

2 和歌山市役所

(1) 警備委託ポスト数及び警備時間

配置場所		①		計	
月	日 (曜日)	8:15~20:10	17:15~20:10		
8	3	(月)	0	1	1
	4	(火)	0	1	1
	5	(水)	0	1	1
	6	(木)	0	1	1
	7	(金)	0	1	1
	8	(土)	1	0	1
計			1	5	6

(2) 警備配置図



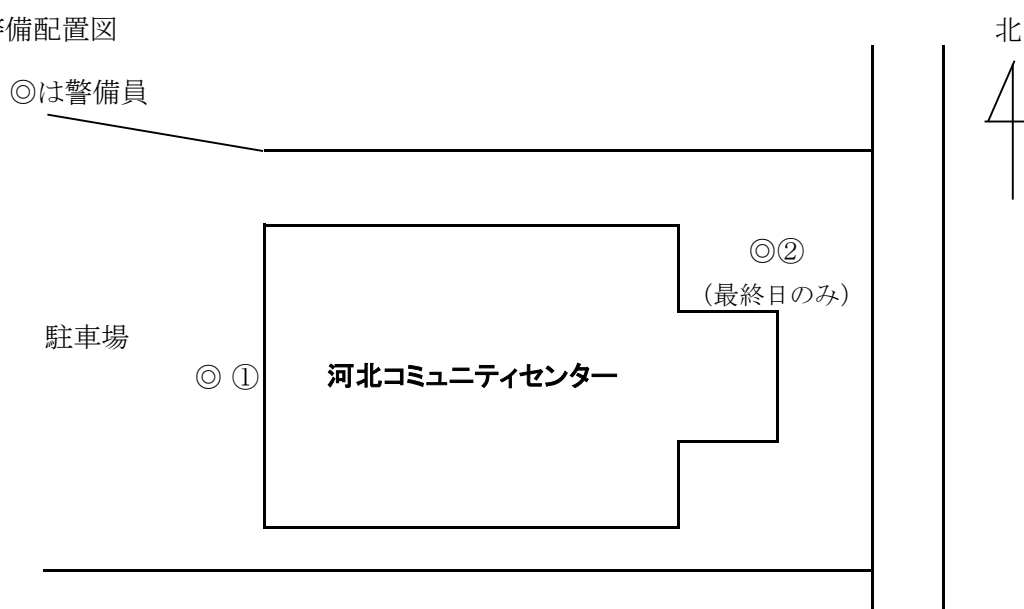
※ 来庁者が歩行困難等配慮が必要な場合は、市役所1階の車椅子等を使用するなどし、投票所入口まで案内すること。

3 河北コミュニティセンター

(1) 警備委託ポスト数及び警備時間

配置場所		①	②
月	日 (曜日)	8:45~20:10	
8	3 (月)	1	
	4 (火)	1	
	5 (水)	1	
	6 (木)	1	
	7 (金)	1	
	8 (土)	2	
計		7	

(2) 警備配置図



※1 警備員は無線機を常備し、連絡をとれるようにすること

4 東部コミュニティセンター

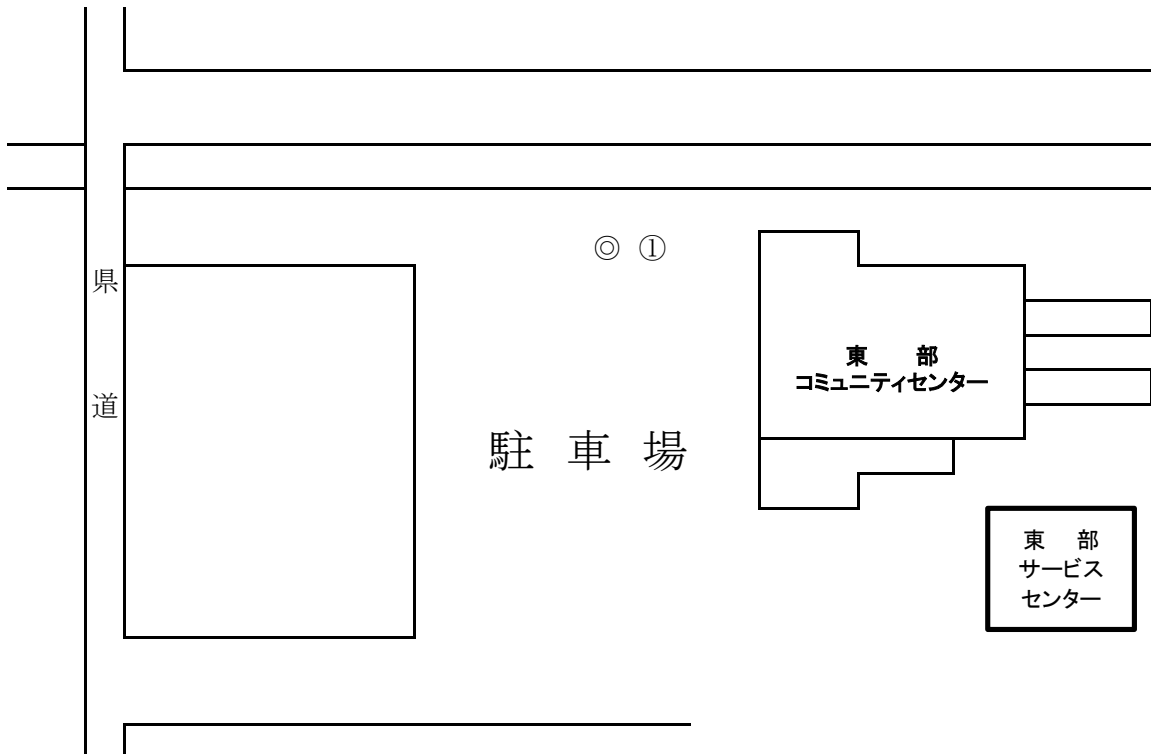
(1) 警備委託ポスト数及び警備時間

配置場所			①
月	日	(曜日)	8:45~20:10
8	3	(月)	1
	4	(火)	1
	5	(水)	1
	6	(木)	1
	7	(金)	1
	8	(土)	1
計			6

(2) 警備配置図

◎は警備員

北
4



5 南コミュニティセンター

(1) 警備委託ポスト数及び警備時間

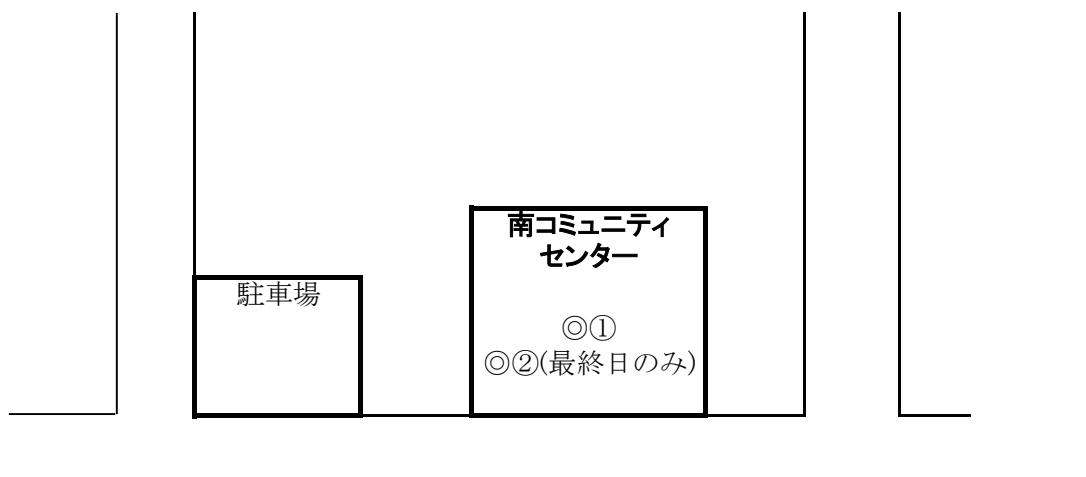
配置場所		① ②
月	日 (曜日)	8:45～20:10
8	3 (月)	1
	4 (火)	1
	5 (水)	1
	6 (木)	1
	7 (金)	1
	8 (土)	2
計		7

(2) 警備配置図

◎は警備員

※道路上での車の誘導が必要となる可能性があるため、交通誘導業務検定1級または2級の資格保有者を配置すること。

北
4



※建物前駐車場が満車の場合は、西側駐車場へ誘導すること。

6 河南コミュニティセンター

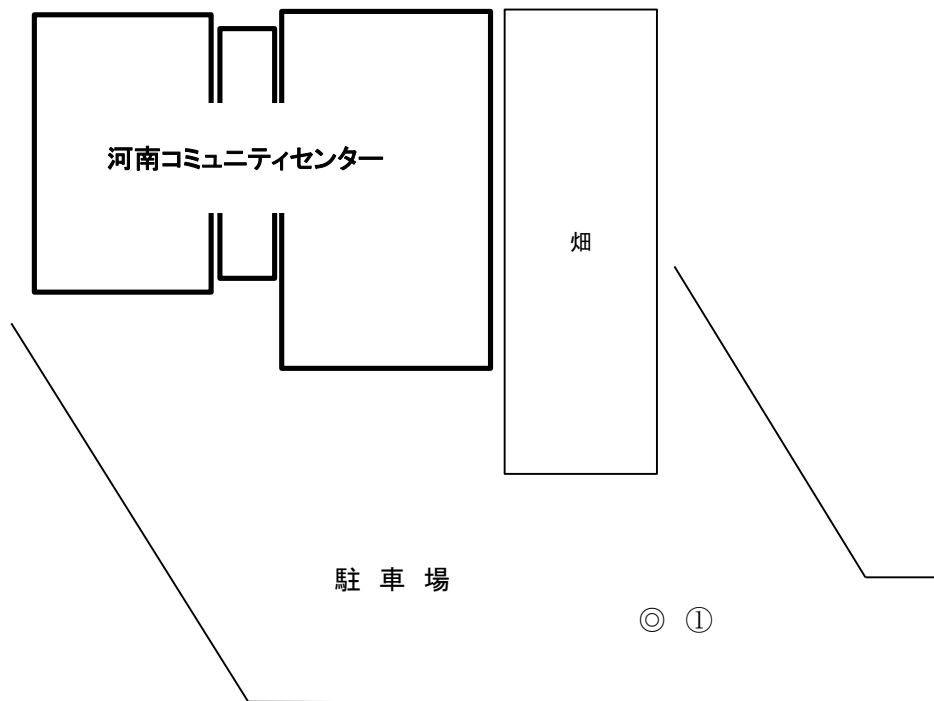
(1) 警備委託ポスト数及び警備時間

配置場所		①
月	日 (曜日)	8:45~20:10
8	3 (月)	1
	4 (火)	1
	5 (水)	1
	6 (木)	1
	7 (金)	1
	8 (土)	1
計		6

(2) 警備配置図

◎は警備員

北
4



仕様書別記

和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙における期日前投票所警備業務委託に係る疑義の質問について

入札者は、見積期間中に、仕様書等において疑義のある場合は、関係職員の説明を求められることができる。質問事項は文書で担当課長あて提出すること。

締切日は入札日（入札日は含まない。）より5日前（ただし、締切日が土曜日及び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日になる場合はその前日とする。）の17時までとする。

なお、質問事項の回答については、質問者に文書にて回答するとともに、和歌山市ホームページ入札・契約情報画面において公開するものとする。

警備業務委託契約書

和歌山市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

（委託業務）

第1条 甲は、和歌山市長選挙及び和歌山市議会議員補欠選挙の期日前投票期間中における期日前投票者等の誘導整理、期日前投票所周辺の車両整理及び駐車場警備業務（以下「委託業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託するものとする。

（契約期間）

第2条 この契約の期間は、契約締結日から令和8年8月8日までとする。

（委託業務の履行方法）

第3条 乙は、別紙仕様書の内容に従って委託業務を履行しなければならない。

（委託金）

第4条 委託金額は、金 円（消費税及び地方消費税分を含む。）とする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第5条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡等により承継させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の全部又は一部の履行を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部の履行について、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

（委託業務の調査等）

第7条 甲は、必要があると認めるときは、委託業務の履行状況について調査を行い、若しくは乙に対して報告を求め、又は乙に対して委託業務の履行に関して必要な指示を与えることができる。

（業務内容の変更等）

第8条 甲は、必要がある場合は、委託業務の内容を変更し、又は委託業務を一時中止することができる。この場合において、委託金額又は契約期間を変更する必要があるときは、甲乙協議して書面により定めるものとする。

2 甲は、前項の場合において、乙に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、賠償金の額は、甲乙協議して定める。

（損害の負担）

第9条 委託業務の履行に関して発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。以下この項において同じ）は、乙が負担するものとする。ただし、甲の責めに帰すべき理由によ

り生じた損害は、甲が負担する。この場合において、甲が負担すべき額は、甲乙協議して定める。

2 甲は、委託業務の履行に関して発生した事故により乙の従業員が受けた損害については、一切の責任を負わないものとする。

(乙の債務不履行)

第10条 甲は、乙の責めに帰すべき理由により契約期間に委託業務を履行しないときは、損害賠償を請求することができる。

2 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の30に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(確認)

第11条 乙は、委託業務を履行したときは、遅滞なくその旨を甲が定める方式により甲に通知し、甲の確認を求めなければならない。

(委託金の支払)

第12条 乙は、委託業務のすべてについて前条の規定による確認を受けた後、甲に対して、委託金の支払を請求するものとする。

2 甲は、前項の支払請求を受けたときは、その日から30日以内に委託金を乙に支払わなければならない。

3 乙は、甲の責めに帰すべき理由により前項の規定による委託金の支払が遅れた場合は、未受領金額につき、その遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払を甲に請求することができる。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙の債務不履行の場合によるほか、乙が契約に違反したときは、契約を解除することができる。

2 前項の規定により契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

3 前項の損害賠償請求は、甲が乙に対し、委託金額の100分の10に相当する額の違約金の請求を妨げないものとする。

(賠償金等の徴収)

第14条 甲は、乙がこの契約に基づく賠償金又は違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、甲が乙に支払うべき委託金と相殺し、なお不足のあるときは乙に追徴する。

(暴力団等排除に係る解除)

第15条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 乙の役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に次に掲げる者がいると認められるとき。

ア 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

イ 暴力団関係者（暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。）

(2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。

(3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。

(4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

(7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。

2 甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（談合等不正行為に係る甲の解除）

第16条 乙が次の各号のいずれかに該当したとき、甲は直ちにこの契約を解除することがで

きる。ただし、その事由が甲の責めに帰すべきものによる場合は、この限りでない。

(1) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を行い、当該措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、この契約に関し、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付を命じ、当該課徴金納付命令（以下「納付命令」という。）が確定したとき（確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

(3) 公正取引委員会が、この契約に関し、排除措置命令又は納付命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「契約者等」という。）に対して行われたときは、契約者等に対する命令で確定したものをいい、契約者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定したものをいう。次号において同じ。）を行った場合において、乙に独占禁止法に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(4) 排除措置命令又は納付命令により、契約者等に独占禁止法に違反する行為があったとされた期間及び当該違反行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が当該期間（これらの命令に係る事件について、乙に対する納付命令が確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反行為の実行期間を除く。）に入札等（見積書等の提出に基づく受注者選定を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(5) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）がこの契約に関し行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項各号のいずれかに該当するときは、甲がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額又は実際の損害額のうちいずれか多い額を甲に対して支払わなければならない。この契約の履行が完了した後にその事由に該当した場合も同様とする。

3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（守秘義務等）

第17条 乙は、委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 乙は、その委託業務に従事する者が委託業務を履行する際に知り得た秘密を漏らさないよう指導しなければならない。

3 乙は、乙又は乙の委託業務に従事した者が秘密を漏らしたため、甲が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

(合意管轄)

第18条 この契約に関し、甲乙間に訴訟の必要が生じた場合、甲を管轄する裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

(補則)

第19条 この契約に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、必要に応じて甲乙協議して定める。

この契約の締結を証するため、契約書2通作成し、双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 和歌山市七番丁23番地
和歌山市
和歌山市長 尾花正啓

乙